新旧対照表

○使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）

改正後	改正前
（納入方法） 第四条　使用料等のうち、別表第二に掲げるものについては、千葉県収入証紙で納入するものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項又は千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る使用料等については、当該申請等により得られた納付情報により、現金で納入することができる。 2～4　略	（納入方法） 第四条　使用料等のうち、別表第二に掲げるものについては、千葉県収入証紙で納入するものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る使用料等については、当該申請等により得られた納付情報により、現金で納入することができる。 2～4　略